

第4章

障がい者計画の展開

本章では、第3章に示した基本構想の体系に基づいて、個々の具体的な施策の内容等について説明します。

第4章 障がい者計画の展開

第1節 差別解消・権利擁護

ノーマライゼーションの更なる普及を目指し、障がいや障がい者に対する理解を深めるとともに、障がいや理由とする差別の解消や虐待防止、権利擁護事業等を推進する体制を構築し、障がいの有無に関わらず安心して生活できる地域社会の実現を目指します。

1 障がいを理由とする差別解消の推進

主な施策	概要	実施・関連団体
① 「障害者週間」での広報啓発の実施	・「障害者週間」にあわせ、広報紙等に記事を掲載し、障がいや障がい者、ノーマライゼーションの理念に対する理解を促進します。	市(社会福祉課)
② 障害者差別解消法の普及啓発	・市民を対象に、障がい者差別解消講演会等を開催し、障がい者の差別解消を図ります。	市(社会福祉課) 相馬地方基幹相談支援センター
③ 合理的配慮の提供	・市は、障がい者の特性や場面に応じた合理的配慮の提供を行うために、職員が遵守すべき服務規律を定めた対応要領を作成するとともに、職員に対して障がい者の差別禁止や合理的配慮の提供に関する研修等を行い、理解促進を図ります。 ・令和6年4月から事業者に対して、合理的配慮の提供が義務化されることから事業者へのさらなる理解促進を図ります。	市(社会福祉課) 市(総務課)
④ 出前講座の実施	・生涯学習出前講座において、市職員等が講師となり、障がい及び障がい者理解のため講座を実施します。	市(社会福祉課) 市教育委員会 (生涯学習課)
⑤ 福祉体験学習の実施	・小中学生を対象に障がい者や高齢者の疑似体験、介護等の福祉体験学習を行います。	市社会福祉協議会
⑥ 介護福祉職理解のための学習支援事業の実施	・将来の福祉人材候補である中学生を対象に介護福祉職の啓発や興味を持ってもらうため、学習支援事業を実施します。また、福祉サービス事業所で職場体験の生徒を受け入れます。	地域自立支援協議会 福祉サービス事業所

2 権利擁護体制の充実

主な施策	概要	実施・関連団体
① 成年後見制度の利用推進	・ 知的障がいや精神障がいの状態にあるため判断能力が不十分で、日常生活を営むことに支障がある方の成年後見制度の利用を推進するとともに、身寄りがいないなどの理由で親族による成年後見の申し立てができない場合は、「相馬市成年後見制度に基づく市長の申し立てに関する取扱要綱」に基づき市長申し立てを行い、申し立てに係る必要な費用を負担します。また、必要に応じて成年後見人等の報酬の扶助を市が負担します。	市(社会福祉課)
② 地域連携ネットワークの構築	・ 成年後見制度の利用が必要な人が利用できるよう、高齢福祉分野も含めた地域連携の中核となる機関(成年後見支援センター等)について関係機関と検討し整備します。	市(社会福祉課・高齢福祉課)

3 障がい者の虐待防止の推進

主な施策	概要	実施・関連団体
① 障がい者虐待防止センターの設置	・ 市社会福祉課に相談窓口を設け、障がいのある方や家族、地域等からの通報に対する正確な情報の把握と事実確認及び障がいのある方の虐待からの保護等、関係機関と連携して迅速に対応します。	市(社会福祉課)
② 虐待防止講習会等への参加	・ 県が主催する虐待防止に関する講習会に市職員を派遣し、虐待対応職員の資質向上を図ります。	市(社会福祉課)
③ 障がい者への虐待防止に関する広報・啓発の実施	・ 広報紙やホームページ等を利用して、障がい者への虐待防止に関する広報・啓発を行います。	市(社会福祉課)

第2節 生活支援

障がいのある方が自ら希望する場所で自分らしく生活するために、相談支援体制の充実を図るとともに、各種障がい福祉サービスの提供や経済的な負担の軽減により、障がいの有無に関わらず地域で自立し、かつ、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

特に相談支援については行政や相談支援事業所、基幹相談支援センター、障がい福祉事業所等関係機関が有機的に連携しながら、人材育成や質の向上など、体制の充実・強化に取り組む必要があります。

また、施設に入所している方や病院に長期間入院されている方の中には、本人が退所や退院を希望しているにもかかわらず、家族等の受入れ側の都合や障がい者が単身で入居できる賃貸住宅の少なさ、入居に際しての保証人確保の問題など、障がいや治療とは別の理由により退所・退院が進まず、長期にわたり入所や入院している方がいます。これらの方が、地域での生活に移行し、安心して自立した生活を継続でき、かつ再入所や再入院を防ぐための取組みを構築する必要があります。

1 相談支援体制の充実

主な施策	概要	実施・関連団体
① 障がい者等相談支援事業の実施	・指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者に委託し、障がい者及びその家族等から各種相談に応じ、情報提供や助言等の必要な支援を行います。	市(社会福祉課) 委託相談支援事業所
② 総合的・専門的な相談支援の実施	・基幹相談支援センターを中心に、障がいの種別に関わらず、総合的・専門的な相談支援を実施します。	市(社会福祉課) 相馬地方基幹相談支援センター
③ 相談支援専門員の育成	・相談支援事業所学習会を開催し、相談支援専門員の資質向上に努めます。また、相談支援事業所を訪問し、ケース検討会等を通じて助言・指導等を行います。	市(社会福祉課) 相馬地方基幹相談支援センター
④ 障がい児巡回相談支援事業の推進	・障がい児巡回相談支援員が市内幼稚園・保育園等を巡回訪問し、施設職員や発達に心配がある児童の保護者等に対し相談・助言等を行います。	市(社会福祉課)
⑤ 「市障がい福祉ガイド」及び「市就労支援ガイドブック」の発行	・障がいのある方に対する各種支援制度やサービス等を掲載した「障がい福祉ガイド」及び就労支援に関する制度等を分かりやすく掲載した「就労支援ガイドブック」を発行し、広く市民に配布します。また、これらを市ホームページに掲載し、利便性の向上を図ります。	市(社会福祉課) 地域自立支援協議会

2 障がい福祉サービス等の充実

主な施策	概要	実施・関連団体
① 障がい福祉サービス及び障がい児通所支援サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの障がい程度や家庭状況に応じた希望する暮らしが送れるよう、各種障がい福祉サービスの充実を図ります。 ・地域にサービス提供できる事業者がない等の理由により提供できていないサービスについては、新たな事業者や既存の事業者、介護保険サービス事業者等に積極的に働きかけを行い、新規参入を促進します。 	市(社会福祉課) 福祉サービス事業所
② 地域生活支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が地域で安心した生活が送れるよう、それぞれのニーズに応じた事業を実施します。 ・地域にサービス提供できる事業者がない等の理由により提供できていない事業については、引き続き、事業実施のための検討を行い、事業の実施を目指します。 	市(社会福祉課)

3 経済的負担の軽減

主な施策	概要	実施・関連団体
① 重度心身障がい者への医療費の給付	・重度心身障がい者に対し、医療費及び入院に係る食事療養費の一部を給付します。	市(社会福祉課)
② 治療材料及び衛生器材の給付	・在宅の重度障がい者に対し、治療材料(紙おむつ・パット等)及び衛生器材(蓄便袋・蓄尿袋等)を給付します。	市(社会福祉課)
③ 特定疾患等患者見舞金の支給	・指定難病や小児慢性特定疾病により受療中の方や慢性腎不全により人工透析を受けている方などへ見舞金を支給します。	市(社会福祉課)
④ 自立支援医療費の給付	・日常生活能力や職業能力を回復するための医療行為(更生医療または育成医療)に係る費用の一部を助成します。	市(社会福祉課)
⑤ 重度身体障がい者タクシー運賃の助成	・肢体不自由または視覚障がい1級の身体障がい者(自動車税及び軽自動車税の減免を受けている方は除く)に対し、タクシー運賃初乗り料金を助成します。	市(社会福祉課)
⑥ 人工透析患者通院交通費の補助	・腎臓機能障がいにより人工透析を受けている方の通院に係る交通費の一部を補助します。	市(社会福祉課)
⑦ 補装具の交付及び修理	・補装具(義肢や車椅子、補聴器等)の購入や修理にかかる費用を支給します。	市(社会福祉課)
⑧ 日常生活用具の給付	・障がい児者の自立した日常生活を支援するため、特殊寝台や透析液加温器、点字器、蓄便袋、蓄尿袋等の日常生活用具を給付します。	市(社会福祉課)
⑨ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成	・身体障害者手帳の交付対象とならない児童に対し、補聴器を購入、修理または更新する費用の一部を助成します。	市(社会福祉課)

主な施策	概要	実施・関連団体
⑩ 特別障害者手当及び障害児福祉手当の支給	・重度の障がいにより、日常生活において常時介護を必要とする方に手当を支給します。 (障害児福祉手当は特別児童扶養手当と併給可能)	市(社会福祉課)
⑪ 特別児童扶養手当の支給	・身体や精神に障がいを持つ20歳未満の児童を監護している方に手当を支給します。 (市は申請受付業務等を行います)	国・県 市(こども家庭課)
⑫ 重度障がい者介護激励金の支給	・常時介護を必要とする65歳未満の方(身体障害者手帳1級または療育手帳A判定)を介護している方に見舞金を支給します。 (介護保険制度が適用される方を除く)	市(社会福祉課)
⑬ 重度障がい児歳末見舞激励品の支給	・15歳未満の在宅の重度身体障がい児(身体障害者手帳1級または2級)または重度知的障がい児(療育手帳A判定)に歳末見舞激励品を支給します。	市(社会福祉課)
⑭ 特別支援教育就学奨励費の支給	・市立小中学校の特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者に、学用品購入費など就学に必要な経費の一部を支給します。	市教育委員会 (学校教育課)

4 地域移行・地域定着の推進

主な施策	概要	実施・関連団体
① 共同生活援助(グループホーム)の活用	・共同生活援助(グループホーム)は家族の受入れや単身生活が困難なケースにおける生活の場として欠かすことができないことから、体験利用等を促進し、障がい者の地域移行を支援します。	市(社会福祉課)
② 一人暮らしを望む障がい者への住宅・保証人対策	・福島県居住支援協議会等と連携し、障がい者が入居できる住宅や保証人対策等の取組みについて検討します。	市(社会福祉課、建築課) 地域自立支援協議会
③ 訪問・訓練・就労系障がい福祉サービスの利用推進	・施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者が、訪問・訓練・就労系障がい福祉サービスを利用して自立した生活ができるよう、適切な支援を行います。	市(社会福祉課) 相談支援事業所
④ 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・地域自立支援協議会において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための検討を行います。	市(社会福祉課) 地域自立支援協議会
⑤ 地域生活支援拠点等の機能強化	・障がい者の重度化・高齢化、「親亡き後」に対応するため、地域生活支援拠点等の機能強化を進めるとともに、運用状況の点検や検証を行います。	市(社会福祉課) 地域自立支援協議会
⑥ 施設に入所している障がい児への支援	・施設に入所している障がい児が地域生活にスムーズに移行できるよう、関係機関が連携して支援します。	市(社会福祉課) 相談支援事業所 児童相談所 障がい児入所支援施設

第3節 デジタル活用共生社会へ向けた支援

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施行推進法」の施行に伴い、情報のバリアフリー化、情報アクセシビリティの向上、意思疎通支援施策をより一層推進し、共生社会の実現に取り組みます。

アンケートによると、情報の入手先では、「市の広報やホームページ(45.2%)」「医療機関(29.5%)」など、身近な紙媒体などから情報を得ている方が多い一方、「インターネット・SNS(10.6%)」からの情報取得も見られます。また、必要な情報としては、「障害福祉サービスや制度種類について(50.6%)」が多く、障がいのある方自ら情報取得を行う際、障がい特性に応じた手段や合理的配慮が今後ますます必要になります。

情報化社会の進展に伴うインターネット経由での情報取得に対して、視覚障がいや聴覚障がい等、それぞれの特性に応じて必要な情報が得られるよう、障がいのある方に配慮した文書やホームページ等による情報提供に努めます。そして、障がいのある方への理解と関心を深め、合理的配慮による情報格差のない社会を目指します。

Ⅰ 情報アクセシビリティ(利便性)の推進

主な施策	概要	実施・関連団体
① 視覚障がい者等が利用しやすい書籍等の充実	・利用者のニーズに合わせた点字図書や拡大図書等の充実を図ります。また、音声読み上げ対応の電子書籍、デジター図書、オーディオブック、テキストデータ等利用しやすい電子書籍等の導入について検討します。	市教育委員会 (図書館)
② 市からの情報発信の充実	・広報紙やホームページ、SNS等多様な媒体を利用して情報提供を行うとともに、内容や表現方法については、アクセシビリティに配慮します。	市(社会福祉課) 市(情報政策課)
③ 広報そうま(点訳版)の発行	・点字サークルの協力を得て、広報そうま(点訳版)を作成し、希望者に配付します。	市教育委員会 (図書館) 市(社会福祉課) 市社会福祉協議会
④ 「声の広報」の発行	・市民ボランティアの協力を得て、「声の広報」(CD)を作成し、希望者に配付します。	市(社会福祉課) 市社会福祉協議会
⑤ 日常生活用具の給付(再掲)	・障がい児者の自立した日常生活を支援するため、点字ディスプレイ等の日常生活用具を給付します。	市(社会福祉課)

2 障がい特性に応じたコミュニケーション支援の充実と推進

主な施策	概要	実施・関連団体
① 意思疎通（コミュニケーション）支援事業の実施	・聴覚・言語機能、音声機能、失語などの障がいにより意思疎通（コミュニケーション）を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳者等を派遣し、意思疎通を支援します。また、手話奉仕員の資質向上のための研修を実施します。	市（社会福祉課）
② 遠隔手話通訳（窓口対応）サービス事業の実施	・聴覚障がいをはじめとする障がい者に対するコミュニケーション支援のため、市役所窓口でタブレット端末を利用し、インターネットを介して福島県聴覚障害者情報支援センターに常駐する手話・文字通訳者が遠隔により手話・文字通訳サービスを提供します。	市（社会福祉課）
③ 手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例に基づく各種施策の推進	・手話言語への理解促進及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する施策を推進し、手話をはじめとするさまざまなコミュニケーション手段を使って、安心して暮らすことが出来る地域を目指します。	市（社会福祉課）
④ 合理的配慮の提供（再掲）	・市は、障がい者の特性や場面に応じた合理的配慮の提供を行うために、職員が遵守すべき服務規律を定めた対応要領を作成するとともに、職員に対して障がい者の差別禁止や合理的配慮の提供に関する研修等を行い、理解促進を図ります。 ・令和6年4月から事業者に対して、合理的配慮の提供が義務化されることから事業者へのさらなる理解促進を図ります。	市（社会福祉課） 市（総務課）
⑤ 市職員対象の手話講習会の実施	・市役所窓口で手話による意思疎通（コミュニケーション）ができる職員を養成するため、新規採用職員研修での手話講習会や手話奉仕員養成講座への職員派遣を行います。	市（総務課）

第4節 保健・医療

日ごろから心身の健康増進、疾病の予防に努め、障がいの早期発見や疾病などに対する予防と健康管理のための取組みを強化していく必要があります。

また、障がいを早期に発見し、必要な場合には早めに医療や療育につなぐ体制の充実強化を図ります。

1 障がいの原因となる疾病の予防

主な施策	概要	実施・関連団体
① 生活習慣病の予防、早期発見	・疾病の早期発見・早期治療のため、各種健（検）診を実施し、併せて受診率の向上を目指します。	市（保健センター）
② こころの健康づくりのための相談指導体制の整備	・こころの健康相談を実施します。また、自殺予防やこころの健康に関する普及啓発を行います。	市（保健センター）
③ 依存症の予防、相談体制の充実	・アルコールや薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症に対し、関係機関と連携し相談に応じます。	市（保健センター、社会福祉課）

2 障がいの早期発見・早期療育の促進

主な施策	概要	実施・関連団体
① 相談体制の充実	・すこやか教室、発達相談会、言語相談会、個別相談等において、保護者から育児や発達などに関する相談に応じます。	市（保健センター、こども家庭課）
② 新生児聴覚検査事業の実施	・早期に聴覚障がいを発見し、適切な療育が早期に受けられるようにします。	市（保健センター）
③ 障がい児巡回相談支援事業の推進（再掲）	・障がい児巡回相談支援員が市内幼稚園や保育園等を巡回訪問し、施設職員や発達に心配のある児童の保護者等に対し相談・助言等を行います。	市（社会福祉課）

第5節 教育・子育て

障がいや発達に心配のある児童及びその保護者が、地域で安心して生活ができ、ライフステージに応じた必要な支援が受けられるような体制の充実を図ります。

また、特別な支援を必要とする児童に対しては、その児童にあった必要とする適切な支援や教育を受けて成長できるよう支援を行うとともに、障がいのある児童もない児童も、地域とともに学び、地域の一員としてともに生きるための環境づくりを行います。

1 療育支援体制の充実

主な施策	概要	実施・関連団体
① 保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児に対し質の高い専門的な支援を行うとともに、地域の保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関の連携のもと、切れ目ない一貫した支援を提供できる体制を構築します。地域の課題について関係機関で情報共有し、課題解決に向けた方策について検討します。 市域を超えた広域的な取り組みが必要な事項に関しては、相馬地方児童発達支援連携会議の場において、情報共有や課題解決を図ります。 	市（社会福祉課、こども家庭課） 地域自立支援協議会 相馬地方児童発達支援連携会議
② 医療的ケア児支援のための協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> 地域自立支援協議会子ども支援部会を医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場とし、医療的ケア児の心身の状況などに応じた適切な支援を受けられるように体制整備について、より具体的に協議検討を行い、医療的ケア児に関する支援の充実を図ります。 相馬地方基幹相談支援センターに医療的ケア児コーディネーターを1名配置し、関係機関による支援の調整を行います。 	市（社会福祉課、こども家庭課、保健センター） 地域自立支援協議会 相馬地方基幹相談支援センター
③ 成長の記録ファイル「そうま」の充実	<ul style="list-style-type: none"> 成長の記録ファイル「そうま」を作成し、支援が必要な児童などの保護者に配付します。なお、ファイルは、利用者や関係機関の声を反映し、随時内容の充実を図るとともに、活用方法についても検討します。 	市（社会福祉課） 地域自立支援協議会
④ 教育との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児巡回相談支援員による市内保育園や幼稚園等の巡回訪問を県立相馬支援学校の「地域支援体制整備事業」と共同で実施し、教育との連携を強化します。 巡回訪問事業を通じて、障がいのある子どもや発達に心配のある子どもの就学指導につなげる体制を構築し、教育機関を含めた関係機関との連携を図ります。 	市（社会福祉課、こども家庭課） 県立相馬支援学校 市教育委員会（学校教育課） 相双教育事務所 特別支援教育センター 特別支援学校
⑤ 保育園や幼稚園における支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な児童が在籍する市立幼稚園においては支援員を配置し、職員を加配した保育園に対しては財政面での支援を行うなど、支援体制の充実を図ります。 	市（こども家庭課） 市教育委員会（学校教育課）

2 教育体制の充実

主な施策	概要	実施・関連団体
① 特別支援教育研修会の実施	・教職員の資質向上を図るため、スキルアップ研修会を定期的に開催し、障がいのある児童生徒を担当する教員が、特別支援教育の基本的な知識を習得し、発達障がい等についての理解と具体的な支援を推進します。	市教育委員会 (学校教育課)
② 県立相馬支援学校地域支援センターとの連携	・特別支援教育に関して、各校の校内体制整備の充実に向けて、相談支援や研修支援を実施します。	市教育委員会 (学校教育課) 県立相馬支援学校
③ 特別支援教育支援員の継続的な配置	・個別の支援を必要とする児童生徒に対し、特別支援教育支援員を適正に配置し、障がいの有無にかかわらず、同じ場で学ぶための「合理的配慮」を提供します。	市教育委員会 (学校教育課)
④ 特別支援教育支援員研修会の実施	・特別支援教育支援員に対し研修会等を実施し、児童や生徒に対する支援方法等の指導・助言等を行います。	市教育委員会 (学校教育課)
⑤ 相談及び支援体制の充実	・各学校において、障がいのある児童生徒の保護者と教育相談を実施し、特別支援教育コーディネーターを中心とした支援体制を整備します。	市教育委員会 (学校教育課) 各小中学校
⑥ 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上と校内体制の充実	・支援体制を充実するため、継続的に特別支援教育コーディネーターとなる教職員の確保に努め、校内体制の充実を図ります。	市教育委員会 (学校教育課)
⑦ 「個別の指導計画」に基づく授業の充実	・関係機関と連携して、特別支援教育マスタープランに基づき「個別の指導計画」を活用できるよう、教職員への指導・助言を行います。	市教育委員会 (学校教育課)
⑧ 「交流及び共同学習」の実施 (連続性のある多様な学びの場の充実を目指して)	・県立相馬支援学校においては地域で学び、ともに生きる教育の実践として、学校間交流や居住地校交流を実施します。 ・小中学校の特別支援学級では、実態に応じて交流学級の授業へ参加します。 ・市内の特別支援学級が集まり、スポーツ交流等を行います。	県立相馬支援学校 市教育委員会 (学校教育課) 各小中学校
⑨ 地域交流の促進	・地域の資源を活用した教育活動の充実を図るために、地域と連携し、地域行事に参加し、作業製品の販売を行う等、企業の協力のもとデュアルシステム ⁶ 型作業学習を行います。	県立相馬支援学校

⁶ 学校で基礎学習を行い、並行して実社会で実務的な内容を学ぶ方法。

3 発達障がい児への支援体制の構築

主な施策	概要	実施・関連団体
① ペアレントトレーニング等の支援プログラムの実施	・保護者や支援者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング等の研修をサポートします。	市（社会福祉課、保健センター） 市教育委員会（学校教育課）
② 障がい児巡回相談支援事業の推進（再掲）	・障がい児巡回相談支援員が市内幼稚園・保育園等を巡回訪問し、施設職員や発達に心配のある児童の保護者等に対し相談・助言等を行います。	市（社会福祉課）
③ 発達障がい児対策勉強会等への参加	・発達障がいの理解や発達障がい児の早期発見のため、子どもや子育て支援、教育等に関わる多くの機関が発達障がい児対策勉強会（相馬郡医師会相馬支部主催）等に参加し、支援者を育成します。	市教育委員会（学校教育課） 相談支援事業所 障がい児通所支援事業所

第6節 雇用・就業

地域で自立した生活を営むために、生きがいを持って働くことが重要であることは、障がいの有無に関わらず同じです。障がいのある方が自分らしく、地域の一員として安定的に就労できる環境の整備が必要とされ、働く意欲のある障がい者がその適性に応じた能力を発揮できるよう行政だけでなく、福祉事業所や企業など地域全体での取り組みが求められます。

障がいがあっても働き続けられるよう、企業や地域での障がい者理解をさらに進め、共生できる地域社会を創ることが必要です。

1 障がい者雇用の推進

主な施策	概要	実施・関連団体
① 障がい者雇用や各種制度等に関する情報の提供	・「市就労支援ガイドブック」等を活用して、障がい者雇用への理解や雇用に関する各種制度等についての情報提供を行い、制度の普及を図ります。	市(社会福祉課) 相談支援事業所
② 障害者就業・生活支援センターとの連携	・相双障害者就業・生活支援センターと連携し、就職活動や職場定着、生活支援に取り組みます。	市(社会福祉課) 相双障害者就業・生活支援センター
③ 雇用・就業支援ネットワークの連携強化	・障がい者の雇用や就業支援に取り組む関係機関が連携し、現状を把握し、障がい者の就労機会の充実及び就職を希望する障がい者への支援策の検討等を行います。	市(社会福祉課) 地域自立支援協議会
④ 市及び市教育委員会での障がい者雇用の促進	・相馬市障がい者活躍推進計画に基づき、障がい者雇用の拡大に努め、障がい者雇用率の達成と障がいのある職員の活躍のための体制整備や各種取組を推進します。	市(総務課) 市教育委員会 (総務課)
⑤ 精神障がい者及び発達障がい者への就業支援	・精神障がいや発達障がいについては、企業等の理解が十分ではなく、就労や職場定着が困難な場合が多いため、医療機関や教育機関、県発達障がい者支援センターなどの協力を得ながら、関係機関が連携して精神障がい者や発達障がい者の就業を支援する体制の構築を目指します。	市(社会福祉課) 地域自立支援協議会
⑥ 自動車運転免許取得及び自動車の改造に対する費用の補助	・身体障がい者が就労などの目的で、自動車運転免許を取得する費用や自動車を改造する費用の一部を補助します。	市(社会福祉課)

2 福祉的就労の充実

主な施策	概要	実施・関連団体
① 福祉的就労の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労が困難な方でも、就労や訓練の機会が確保されるよう、就労継続支援事業所等の拡充を図ります。 現在市内で提供ができていない就労継続支援（A型）については、新たな事業者や既存の事業者等に積極的に働きかけを行い、新規参入を促進します。 	市（社会福祉課） 福祉サービス事業所
② 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害者優先調達推進法に基づき、物品調達方針を策定し公表するとともに、地方自治法施行令に基づく随意契約を活用し、福祉事業所等の受注機会を確保します。 	市（社会福祉課） 市（各課等） 市教育委員会（各課等）
③ 市庁舎等における物品等の販売	<ul style="list-style-type: none"> 工賃水準の向上及び販路拡大のため、福祉事業所等の製品等の販売の場として、市庁舎のスペースを提供します。 	市（総務課）
④ 教育との連携	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校卒業後の進路選択の際の参考にできるよう、生徒及び保護者を対象に福祉サービス事業所説明会を開催します。 	地域自立支援協議会 県立相馬支援学校

3 一般就労への移行及び職場定着への支援

主な施策	概要	実施・関連団体
① 障がい者就職面接会開催への協力	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用支援月間にあわせて、ハローワーク相双が開催する相双地域障がい者就職面接会の広報や運営に協力し、障がい者の就職機会の拡大や一般企業等への啓発を図ります。 	市（社会福祉課・商工観光課） ハローワーク相双 地域自立支援協議会
② 職場定着に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> 相双障害者就業・生活支援センターと連携し、職場定着支援事業を活用しながら障がい者の職場定着に取り組みます。 市内の福祉サービス事業所へ就労定着支援事業についての新規参入を促します。 	市（社会福祉課） 相双障害者就業・生活支援センター
③ 企業等への障がい者理解促進の強化	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労への移行及び定着にむけて、就労に関する課題の把握と支援施策の拡充に努めます。 企業とのつながりを目指し、企業見学や就労体験等を通して、企業等に対し障がいや障がい者の理解促進、合理的配慮の普及に努めます。 	市（社会福祉課） 地域自立支援協議会

第7節 生活環境

障がいの有無に関わらず、地域で自立した生活を送り、地域の一員として生活できる社会が、本市が目指すべき「地域共生社会」です。また、令和5年7月に実施したアンケート調査によると、外出に係る支援を求める声も少なくありません。物理的・社会的な障壁がなく、だれもが住みやすく、活動しやすい環境の整備が求められています。

1 人にやさしいまちづくりの推進

主な施策	概要	実施・関連団体
① ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備	・障がいの有無に関わらず、すべての人にとって安全・安心に利用できる施設にするよう配慮します。	市(建築課)
② 生活道路や通学路の整備	・利用者の視点に立った安全で安心に利用できる道路整備を推進します。また、計画的に拡幅や側溝の蓋掛け等を行い、歩道空間を確保します。	市(土木課)

2 住宅環境の整備

主な施策	概要	実施・関連団体
① 住宅改修への支援	・住宅改修費を給付することにより、障がいの特性に対応した住宅改修(手すりやスロープ等)を支援します。	市(社会福祉課)
② 防火機器の給付	・火災報知器や自動消火器を給付し、障がい者の防火対策を支援します。	市(社会福祉課)
③ 緊急通報システムの貸与	・身体障がい者のみの世帯に対し緊急通報システムを貸与し、緊急時の連絡体制を整備します。	市(高齢福祉課)
④ 障がい者に対応した公営住宅の改修	・市営住宅において、計画的に改修を行い、手すり設置等のバリアフリー化を図ります。	市(建築課)

第8節 安全・安心

本市では東日本大震災や令和元年東日本台風、二度の本県沖地震等による大規模災害を経験しました。これらの災害により失ったものは決して少なくはありませんが、経験したからこそ得ることができた教訓を忘れることなく、だれもが安全で安心に暮らせる地域を創ることが必要です。一人一人の防災意識の向上を図り、地震や大雨などの災害時に、障がいのある方の命や財産を守る避難支援体制の構築を目指します。また、新型コロナウイルス感染症等が発生・拡大した際、感染症等の拡大防止に向けた体制の構築を考えたうえで、障害福祉サービス事業においても、支障が生じないように感染症対策へ向けた準備が必要です。

1 災害発生時の支援体制の構築

主な施策	概要	実施・関連団体
① 避難行動要支援者支援事業の推進	・災害時における避難行動要支援者の避難支援を円滑に行うため、「避難行動要支援者名簿」及び「個別避難計画」を作成し、本人の同意のもと関係者との情報共有を図り、災害時の避難を支援します。また事業の周知、啓発を図り、避難行動要支援者の登録を推進します。	市（社会福祉課・地域防災対策室）
② 避難所における福祉ゾーンの設置	・必要に応じて避難所に福祉ゾーンを設置し、障がい者等要配慮者の避難体制を構築します。	市（社会福祉課・地域防災対策室）
③ 福祉避難所の設置	・公共施設や介護保険施設等を福祉避難所に指定し、避難行動要支援者の避難体制を構築します。また、障がい児者に対応した福祉避難所の設置・運営について検討します。	市（社会福祉課・地域防災対策室） 地域自立支援協議会
④ 避難所における情報掲示板の設置	・避難所にホワイトボード等を利用して情報掲示板を設置する等、多様な手段による情報提供を行います。	市（社会福祉課）
⑤ 避難所運営での合理的配慮の提供	・避難所運営においては、避難所運営マニュアル等を作成し、間仕切り等を使用して対人刺激を減らし、実物や絵、図、文字など具体的に理解できる方法で情報提供するなど、障がいの特性に応じた合理的配慮の提供に努めます。	市（社会福祉課・地域防災対策室）
⑥ 災害時支援者リスト（仮）の整備	・災害時に障がい者等を支援できる専門職のリストを整備し、避難所での支援に活用します。	市（社会福祉課） 地域自立支援協議会 相馬地方基幹相談支援センター
⑦ ヘルプマークやヘルプカードの普及啓発	・援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのヘルプマークや災害時や緊急時に緊急連絡先や必要な支援内容が記載されたヘルプカードの普及啓発を行います。	市（社会福祉課）
⑧ 事業所等の事業継続計画（BCP）策定の推進	・障がい者施設等において、災害・感染等が発生した際のサービス提供が途切れないよう事業所等のBCP策定を推進します。	市（社会福祉課） 福祉サービス事業所

第9節 社会参加

障がいの有無に関わらず心身の健康増進を図るため、スポーツやレクリエーション、文化活動等に積極的な参加を促すとともに、交流の機会を提供し、社会参画のための活動を推進します。

また、地域における福祉活動の充実を図り、障がいの有無に関わらず、ともに安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

Ⅰ 活動機会の充実

主な施策	概要	実施・関連団体
① 地域活動支援センター事業の実施	・障がいのある方が事業所に通い、創作活動や生産活動を行うことで、交流の促進を図る場を提供します。	市(社会福祉課)
② 移動支援や同行援護等の実施	・障がい者の社会生活上の移動、余暇活動や社会参加のための外出にヘルパーが付き添い、移動の介助や介護を行います。 ・移動支援事業は市内及び近隣市町村で提供されていないため、新規参入事業者等への積極的な情報提供を行います。	市(社会福祉課)
③ 障がい者レクリエーション事業の実施	・イベントを通して、障がい者同士が交流する機会を提供します。	市(社会福祉課) 市社会福祉協議会
④ 障がい者の作品展示スペースの提供	・市庁舎において、イベントを実施する際に、障がい者の作品等を展示するスペースを提供します。	市(総務課)
⑤ 市施設使用料等の免除	・体育施設をはじめ市が管理する公共施設の使用料を免除し、障がい者がスポーツや文化活動等を行う環境を整備します。	各公共施設の管理者
⑥ 地域活動への参加の促進	・市民まつりや市美術展など地域イベントへの参加や作業品の販売等を通じて、障がい者の地域活動への参加を促進します。	地域自立支援協議会 市(社会福祉課) 障がい福祉事業所
⑦ 「交流及び共同学習」の実施 (連続性のある多様な学びの場の充実を目指して) (再掲)	・地域で学び、ともに生きる教育の実践として、相馬支援学校では、学校間交流や居住地校交流を実施します。 ・小中学校の特別支援学級においては、実態に応じて交流学級の授業へ参加します。 ・市内の特別支援学級が集まり、スポーツ交流等を行います。	県立相馬支援学校 市教育委員会(学校教育課) 各小中学校
⑧ 地域交流の促進 (再掲)	・地域の資源を活用した教育活動の充実を図るために、地域と連携し、地域行事に参加し、作業製品の販売を行う等、企業の協力のもとデュアルシステム ⁷ 型作業学習を行います。	県立相馬支援学校

⁷ 学校で基礎学習を行い、並行して実社会で実務的な内容を学ぶ方法

2 地域福祉活動の推進

主な施策	概要	実施・関連団体
① ボランティア活動の啓発	・中・高校生を対象にサマーボランティアを実施し社会福祉施設等での活動を通して、ボランティア活動の啓発を行います。	市社会福祉協議会
② ボランティアの育成	・手話奉仕員養成講座及び点訳奉仕員養成講座を開催し、それぞれの事業の担い手を育成します。	市(社会福祉課) 市社会福祉協議会
③ 介護福祉職員の人材養成	・介護職員初任者養成講座を開催し、介護福祉職の人材確保を図ります。	市(高齢福祉課)
④ 介護福祉職理解のための学習支援事業の実施(再掲)	・将来の福祉人材候補である中学生を対象に介護福祉職の啓発や興味を持ってもらうため、学習支援事業を実施します。また、福祉サービス事業所で職場体験の生徒を受け入れます。	地域自立支援協議会 福祉サービス事業所
⑤ 手話講習会の開催	・市民手話講習会を開催し、市民が手話に触れる機会を確保します。	市(社会福祉課) 市社会福祉協議会
⑥ 福祉体験学習の実施(再掲)	・小中学生を対象に障がい者や高齢者の疑似体験、介護等の体験学習を行います。	市社会福祉協議会
⑦ 地域福祉活動講座(ほっとネット協力員養成講座)の開催	・権利擁護の視点をもった地域住民を養成し、地域福祉活動の担い手となりうる人材を育成します。	市社会福祉協議会